

## 岡本の国会での質問

164-衆-農林水産委員会-16号 平成18年06月07日

○稲葉委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。

きょうは、米国産牛肉の輸入再開が近いのかという報道等もなされておりますので、この点に絞って質問をしていきたいと思っております。

まずは、私が、かねてより厚生労働委員会等で要求をしております、米国のいわゆる食肉処理施設を日本政府として査察をした昨年末の査察の報告書、これを公開するべきだ、こういう要請をしています。

その結果、出されてきた文書は、かねて皆さん言われているとおり、黒塗りのところが多い。ダウンナー牛がどれだけいたのか、査察官が何人いるのか、またEVプログラムはどのようなプログラムになっているのか、枝肉の洗浄はどうされているのか、黒塗りです。極めて重要な製品の安全性、ひいては、これは、私たち日本人の生命、健康、生活または財産を保護するために極めて重要な情報が入っていると思っております。黒塗りになっている部分にそういう情報が入っているんだという私の認識に、大臣はどのようにお考えになられますでしょうか。

○中川国務大臣 日本としては、できるだけ情報を欲しいということで要求しているわけですが、すけれども、今岡本委員御指摘のように、向こうのルールあるいは事情によって黒塗りの部分があったということは大変残念でございますけれども、そういう中で、日本としても引き続ききちっとした対応をとっていく必要があるというふうに考えております。

○岡本(充)委員 いや、私たち日本人の命や健康にかかわる重要な情報がこの黒塗りの中に入っているというふうに大臣は思われますか、思われませんか、それだけです。

○中川国務大臣 アメリカ側の情報で日本の消費者に影響を与えているものが仮に隠されているとするならば、これは、日本としても、責任においてきちっと対応しなければいけないというふうに考えております。

いずれにしても、日本としては、日米の約束、その前提にある日本の法律を前提にして、国民に対しての食の安全、安心をきちっと政府として守っていかなければならないということが大前提でございます。

○岡本(充)委員 大臣、話をそらさないでください。黒塗りの部分にダウンナー牛が何頭いるのか、EVプログラムがどのようなプログラムになっているのか、枝肉が洗浄されているのか、されていないのか、こういったことは、まさに牛肉の安全性を確保するための重要な情報です。この情報が黒塗りになっていることは、私たち日本人が安心して牛肉を食べられるかどうかの極めて重要な情報が隠されているというふうに考えざるを得ないと言っている。

したがって、黒塗りの部分、ダウンナー牛が何頭いたのか、物すごい数いたのか、ちょっとだったのか、もっと言えば、SRMの除去はどのように行われているか、行われていないのか、こういったことは極めて私たちの命と健康にかかわる重要な情報だと考えるわけなんです、そういう認識があるのかないのか、そういう情報は別に必要ないと思われるのか、それは私たちの命にかかわる重要な情報だと思われるのか、そこについてお答えをいただきたい。大臣に聞いています、大臣に。

○中川政府参考人 まずは事実関係のところを。

昨年十二月に実施をしました日本側の査察の結果報告書についての情報の取り扱いでございますけれども、その中には企業の営業情報等が含まれているということでございまして、日本の情報公開法に基づく考え方におきましても、この部分は不開示とすべき性格のものというのは、これまでの情報審査会のいろいろな御判断でもなっております。

そういうことではありますけれども、この査察の結果報告書について、国民の方々へもできるだけ我々としては説明責任を果たしていかなければいけないということで、情報公開法の考え方に準じて、アメリカ政府に、営業情報等開示すべきでない情報以外のところはできるだけ出したいということで、要請をして、今のような状況になっているわけでございます。

それから、もう一つ付言させていただきますけれども、安全の話というのは、食品安全委員会に一定の条件で輸入した場合はどうかということでリスク評価をお願いして、そこではリスクの差が小さいということで評価をいただいているわけでありまして、そのことが守られることがリスク管理上一番大事なことで、つまり日本の食の安全を守る上で一番大事なことだというふうに思っております。

○中川国務大臣 政府として、あるいは農林水産省として、あるいは厚労省、食品安全委員会、それぞれの責務を果たしていくという前提で、我々は食の安全、安心ということをきちっとやって、そして最終的には消費者の御判断ということになるわけでございますので、今中川局長からお話があったように、情報は提供してもらいたいということをおっしゃってございますけれども、向こう側の事情、あるいは日米のルールにのっとって黒塗りになっているということがあるわけでございますけれども、それも含めて、我々としては、最終的に判断をしていかなければならないというふうに思っております。

○岡本(充)委員 それで、話が。

私たちの命や健康にかかわる情報が、この黒塗り、そういう情報じゃないですか。そう思いますか、そう思いませんか、それだけを聞いているんです。

○中川国務大臣 ですから、命、健康に大きく影響するかしないかということは、我々の判断以前に、リスク評価機関の判断というものが大前提にあるわけでありまして、そういう中で判断をしたということをおっしゃって我々は作業をしているということでございます。

○岡本(充)委員 では、いいですよ。

食品安全委員会の委員長もきょう来られている。

ダウンナー牛が何頭いるか、たくさんいるのかいないのか、検査官がいるのかいないのか、こういうことは、当然私たちの命、健康にかかわる情報ですよ。実際に、この牛肉が安全なのかどうか、どういう処理をされているのか、実際にSRMはどうやって洗浄されているのか、これは、命と健康にかかわる情報だと私は思うんだけど、委員長、どう思われますか。端的に一言だけです、時間が無いので。

○寺田参考人 そのことは関係します。

○岡本(充)委員 委員長はそうやっておっしゃった。大臣、大変重要な命と健康にかかわる情報だと私も思う。食品安全委員会の委員長もそうおっしゃっている。

であれば、まさに情報公開法によるものの、人の生命、健康、生活または財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報、これは五条の二号なんですけれども、きのう川内委員も言っていた、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは公表できないとしているけれども、この例外規定だというふうにして。つまりは、人の命、健康が企業の利益に優先するんだ、こういう判断にこの法律は基づいてできているわけです。

であれば、当然のこととして、アメリカ側の利益だとか、アメリカの企業のいわゆるさまざまな競争上の地位だとか、こういうものを害するおそれがあっても公開されるべきじゃないのか、全面公開をするべきじゃないかという結論に至るわけなんです。

アメリカに逐一聞いてお伺いを立てるんじゃなくて、きのう川内委員も言っていたけれども、公開しますよと、この法律に基づいて日本は公開しなければいけないんです。今、寺田委員長のお答えを受けて、大臣、公開をしなきゃいけないということをわかっていただきましたよね。アメリカにそのように言って、全面公開をするということを法律にのっとってお答えをいただきたいと思います。

○中川国務大臣 ですから、日本としては、情報をできるだけ多くもらいたいということは、既にアメリカに随分、何回も過去において要求しているわけでございます。

それと、安全、安心の問題というのは、岡本委員御指摘のとおりでございまして、それについては、食品安全委員会のいろいろな御指導を踏まえてこれからもやっていかなければならないというふうに思っております。

○岡本(充)委員 違うんですよ。もう日本の行政文書として文書があるんだから。アメリカに今から聞く話じゃないんですよ。もう日本にある文書を開示するかしないかなんです。そのお伺いをアメリカに立てている時点で、この法律に違反するんですよ。

きょうは法制局に来ていただいておりますけれども、この法律に基づいて考えれば、私たちの命と健康の方が企業の利益よりも優先するんだ、当然の話だと私も思いますけれども、この立場に立てば、当然、日本の行政文書としてもうあるわけですから、開示してしかるべきじゃないですか。これを何でアメリカにお伺いをしなきゃいけないのか、その法的根拠はどこにあるのか、お伺いをしたいと思います。

○中川政府参考人 情報公開法の第五条には、開示をしない場合のいろいろな例示が書かれておりますけれども、こういった査察につきましては、今後の調査において正確な事実の把握を困難にするおそれ、これは情報公開法第五条第六号のイでありますけれども、こういった監査、査察といったものにつきましては、一度そういったものが公開されますと、これは、繰り返し実際に現地に行って査察あるいは事実確認の調査を行っていくシステムのものであります。そういったしますと、この本来の査察なり調査といった目的がこれから先も続けられていくため、そういった関係を維持していくために一定のものを非公開にするというのは、情報公開法においても認められていることだというふうに私は理解しております。

○岡本(充)委員 それは、公開をすることによって相手方に影響を及ぼすという配慮なのかもしれませんが、人の命と健康、生活、または財産を保護するということがより優先に掲げられているのがこの概念じゃないですか。関係を重視するということで、私たちの命にかかわる重大な情報を隠しておくということは、非公開にしておくということは、これは、この法の精神にもとると思うわけですよ。相手方に遠慮をしていて、すごい事実があっても公開ができないと言っているのと一緒ですよ。

向こうはSRMをどう除去しているかわからない。もしかしたら、まあこんなことはないと思うけれども、除去していなかったとする。でも、相手方に遠慮して、ちょっと相手方に配慮をすると、それは公開できないと言っているのと一緒じゃないですか。

そんなことはない、重大な事実があったら公開すべきだし、特にダウンナー牛の問題、SRMの除去の問題、それからEVプログラムがどういうふうなプログラムになっているのか、これは極めて根源的な問題であり、これを公開しないということはおかしい。

今の話に基づいて考えれば、今局長が言われた五条の六号のイの条項を上回る利益が国民にもたらされるというふうに私は考えるわけで、公開をするべきだと考えますが、その答弁をもう一度求めます。

○中川政府参考人 報告書の中で黒塗りされているものの中に、検査官の数でありますとか、幾つかございます。この中で、例えば検査官の数であれば、それは、屠畜場の規模とその検査官の数というのはある程度連動しておるといことから、検査官の数が示されれば、その施設の処理能力がわかるというふうなことで営業上の秘密になるというのがアメリカ側の説明でございます。

先生の御指摘のように、今黒塗りがされている部分について、そういった企業の秘密とかかわりのない部分があるのではないかとということで、アメリカ側に、これまでも、再度、確認の範囲について要請をしているのは事実でございますけれども、一番もとのところのすべてを開示するかどうかというところは、これは両国間のこれまでの信頼関係、あるいは、これからのきちっとした点検が日本側としてもできるかどうか、そういうことから、一定の制約があるということをお先ほどから申し上げたところでございます。

○岡本(充)委員 はっきり言っておきますけれども、検査官の数がわかれば処理能力がおおよそわかるだとか、獣医の数がわかればおおよそその工場の規模がわかるなんというのは、工場を見に行けばわかるんですよ、同業者が見に行けば、同業者のライバルに気を使っての話かもしれないけれども、そんなもの、見に行けばどれだけの大きさかわかるし、大体、一日に何トン、トラックが来るかを見れば、入っていく牛の頭数なんて、数えようと思ったら幾らでも数えられるんです。別に、秘密にしておいて、どこから牛が飛んでやってくるわけじゃないんです。牛はトラックで運ばれてくるんだから、ライバルがもしそのカウントをしようと思ったらカウントできるんですよ、トラックが入っていく台数ぐらいは。

これは、何頭処理しているかということは、そういうふうに考えれば、別に、企業の根幹にかかわるシークレットだとはとても思えない。その気になればカウントができるということは、今お話したとおりです。

したがって、改めてこれは全面公開をするべきだと私は思いますし、少なくとも、当初私が指摘をした部分についての情報公開がいまだになされていない、一カ月以上たっていまだになされていない。作業としても大したことがないと私は思う。だけれども、これが一向に開示されないどころか、日本側の、督促が二十日間ぐらい、そのまま放置をされている例もあるようです。五月の十七日から十九日の日米専門家会合で会って話をしたと言った。そして、次はいつ督促をしたかといったら、今週の月曜日だと。私が質問するとわかって慌てて聞いたんじゃないかという、うがった見方すらできるかもしれない。これは、きちっと定期的に向こうに言い続けないと、忘れられちゃうかもしれませんよ。

大臣、きちっとここは、国会でもこういうふうに言われたんだということをお伝えいただきたいし、きょうは西川政務官も来られています。そもそも、厚生労働委員会で私は指摘をさせていただいて、川崎大臣からも、きちっと対応するという答えをいただいているわけですから、これは責任を持って回答を求めたいと思いますが、西川政務官からお答えをいただけますでしょうか。西川政務官から言っています。

○西川大臣政務官 ただいまの岡本委員の御質問でございますが、連休前の厚生労働大臣の御答弁にもありましたように、もう少し開示は要求していくべきだろうという大臣の御答弁もあります。そういうこともありまして、先日の日米専門家会合におきましても、口頭で直接、日本側からも開示の要求をしているところでございます。

今後、米側に対しましても、より明確な返答を求めてまいりたいと思っております。

○岡本(充)委員 しっかり急いでやってもらわないと、これは実質協議に入れられないどころか、リスクコミュニケーションでリスクを国民の皆さんに説明することもできない。リスコミが終わった後、ダウン牛はこんなにいたんですよと後から発表されても、これは国民の皆さんはだまし討ちに遭ったと思いますよ。リスコミ、もう終わっちゃいますよ。そうしなければ正式な意味でのリスコミになっていないということを私は最後に指摘しておきたいと思っております。

続いて、二点目の話に移らせていただきます。

事務的な確認を二、三して、ちょっともう一段大きな話をしようと思っっているんですが、まず一点目。これは農林水産省に聞くべきなのでしょうが、飼料規制を日本がして、肉骨粉を牛に、牛だけじゃありませんが、牛の肉骨粉を含めて今、給与することを禁止しておりますが、この飼料規制をして、その後生まれた牛とそれ以前の牛を分けると、今、日本で発生している二十七頭ですか、確認をされたBSE牛は、すべて飼料規制以前の牛だということになっています。

飼料規制以後に生まれた牛でいると。では、それについての答弁をいただきたい。

○中川政府参考人 平成十三年の九月の十日に、我が国で第一頭目のBSEの感染牛が確認をされました。その後、約一カ月後でありますけれども、十月に、肉骨粉を含む飼料の製造、販売、家畜等への給与を法的にも禁止した、いわゆる完全なフィードバンが行われております。

二十七例のこれまで確認された我が国のBSE発生例のうち、八例目と九例目、これは二十三カ月と二十一カ月齢の若齢のものですが、その生年月日ですけれども、八例目が平成十三年十月十三日、それから九例目が平成十四年一月十三日ということで、制度が変わって直後のものではありませんけれども、厳密にフィードバンが行われた以後かということであれば、そういった例もあることはございます。

○岡本(充)委員 今言われたのは、確かにそういう例があったと私も聞いておりました。では、冒頭の話の少し修正させていただいて、平成十三年の十月に飼料規制が行われて、買った肉骨粉をそのまま使っていた可能性もある、代用乳が悪かったのかわかりませんが、肉骨粉がその牛の口に入った可能性もありますが、少なくとも平成十四年の春以降はもうその肉骨粉は使われていないだろうということが、飼料規制が十分行き渡っただろうということが推測をされるわけです。

つまり、飼料規制を十月にし、少なくとも半年ほどたった平成十四年の四月以降に生まれた牛で今後BSEがもし確認をされてきた場合、今は高齢牛が多くて、飼料規制以前の牛で確認をされる例が多いようでありますけれども、それ以後でもBSE牛が確認された場合は、我が国における飼料規制の意義というものが問われるのではないかというふうに思うわけですが、その際においては、農林水産省としては新たな対策をとるというおつもりでございましょうか。お答えをいただきたいと思えます。

○中川政府参考人 諸外国、特にEUでも、日本と同水準の飼料規制が行われております。こういった例を見ますと、飼料規制の実施後直ちにBSEの感染がなくなるわけではありませんが、有効な飼料規制が実施をされれば、その後に生まれた牛で感染をする例というのは大きく減少してくるというのがこれまでの知見でございます。

こういうことからいたしますと、我が国で飼料規制が導入されました平成十三年十月以降に生まれた牛で感染が確認される、そういった事態は我々としては可能性は非常に低いと思っておりますけれども、現に確認をされた、その数いかににもよります。そういった事実関係を踏まえまして、その原因は一体何なのかと、先生今おっしゃいましたように、まずは徹底した原因究明を行い、また、必要があれば食品安全委員会プリオン専門調査会でも御相談をする必要があるかと思っておりますけれども、そういった具体的な事実関係をきちっと確認した上で必要な措置をとっていく、そういうふうにしたいと思っております。

○岡本(充)委員 その必要な措置というのはどういうことを想定してみえるのかということについて、食品安全委員会に諮る、御報告をする、そういうことではなくて、いわゆる行政措置としてどういうことをさらに考えてみえるのかということを具体的にお答えいただきたい。

○中川政府参考人 今、まだ私ども日本の国内では、飼料規制が強化されて以降生まれた牛でそういった、先ほど申し上げた例外は別としまして、その後、確認はされておられません。したがって、

仮に発生が確認された場合に、それがどういう原因だったのかというところは我々は何も知見を持っておりませんので、まずやるべきことは、そういう発生が確認された場合には、その原因をきちっと確認することに全力を挙げるべきだというふうに思いますし、その原因が確認をされた上で、いろいろな専門家の御意見も聞きながら、それに対する対策というのが出てくる。それについては、我々として、そういう事態が起こればしっかり対処していかなければいけないというふうに思います。

○岡本(充)委員 そういう事態にならないことを祈るわけでありますけれども、不幸にして、もし平成十四年の春以降に生まれた牛で同様の事態が起こった場合、BSEが確認された場合には、今までのBSEの追跡調査より一層の重点的な調査が必要であろうということは、今までどおりではいけないんだということだけは指摘をしておきたいと思います。

その上で、またちょっと技術的な話ですが、リスクコミュニケーション、今度はこのことの意義について聞きたいです。

リスコミというのは、国民の皆さん方にいろいろなリスクを、まさにコミュニケーションするんでしょうけれども、まずは、どのようなリスクがあるかということとをきちっとお話する必要があります。それは包み隠さず話す必要があるとは思いますが。

その上で、そのフロアにいる皆さんからどのような反応があった場合、つまり、今回の事例で言うと、例えば、米国産牛肉の輸入再開はまだ拙速だ、こういう意見、みえる皆さん、十割ともそう言われる。こう言われると、さすがにそうかなと思わざるを得ないのかなと私は思うんですが、一体どういう基準で、このリスコミで出された意見が反映されるのか。特に輸入再開は拙速だという声は、どのような条件、どのような事態に至れば、政府としても、それはそうかというふうに考えて、拙速だという認識に移るのか、その条件をお聞かせいただきたいと思います。

○中川政府参考人 食品安全基本法に基づきまして、食品の安全はリスク分析の手法で実施をしていくということが明記をされております。リスク評価、リスク管理それからリスクコミュニケーション、この三つがそのリスク分析の大きな、大事な要素でございます。

リスクコミュニケーションにつきましては、まずは必要な情報開示をしていき、そして関係者の方々、消費者、それから事業者、あるいは行政も含めて、関係者の中で意見交換をし、そして科学に基づいた事実関係をきちっと踏まえた上で、そこで出された意見について、できるだけ今度それを政策に反映をしていく、そのプロセスがリスクコミュニケーションの持っている意味合いあるいは役割だというふうに思います。

そこで、今行っております意見交換会、リスクコミュニケーションでありますけれども、そこで出された意見につきましても、単にその数が多い少ないということ、それ自身、意味がないということも申し上げているわけではありませんけれども、そのほかに、それが科学的事実を照らしてどうかといったことも含めて、これは判断をしていく必要があるかというふうに思います。

まずは、私どもが今行っております意見交換会におきましては、米国産牛肉の輸入問題について、きちっと関係者の方々に情報提供をし、説明をし、そしてまた行政と消費者との、こういった関係だけではなくて、そこにおられるさまざまな人たちの間で意見交換をしていって、それでお互い理解を深め、さらに行政に反映させるべきものがあればそれを反映していくということでもあります。

今先生は数についてその基準はどうかということをおっしゃいましたが、反対意見の多寡のみをもって判断すべきものではないというふうに思っております。

○岡本(充)委員 多寡のみをもってと言われたけれども、多寡も一つの判断要因じゃないかと私は思うわけですね。

先ほどの話じゃないですが、十割、みんなどこへ行っても反対だという話を、強硬に政府として推進するというわけにはやはりいかないと私は思うんですよ、極端な話だけれども。やはりこれは、反対が多いということは、国民の皆さんの理解が得られていないということの証左だと私は思うわけなんです、そういった意味で、大臣、反省をされる部分はありませんか。実際、リスコミに行くと反

対の方がやや多い、七、三ぐらいで反対が多いんじゃないか、こういう声を聞いておりますけれども、その点について、大臣、お答えいただけますか。

○中川国務大臣 今粛々と手続にのっかってやっているわけですので、十四日までですか、全国でやっているわけでありますので、その意見をしっかりと聞きしななければならない。その上で、リスク管理機関としての次の作業をするかどうかということ判断していきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 粛々と事務手続の一つで行っているというようなものではなくて、これは確かに事務手続ではあるけれども、これはきちっと厚生労働省とともに農林水産省も国民の皆さん方に説明をし、理解してもらい、そのとおりだなと思ってもらえる、もしストーリーがあれば、科学的な、もしくは論理的な構成がきちっとしていれば、ほとんどの皆さん方、大部分の人たちはそうだなというふうに思うわけだし、そこに若干の疑念が入れば疑わしいという話になるわけだし、それが懸念が解消されていないこと自体が、少なくとも国内手続のまだ不備な部分ではないかということをお話しているわけです。

さて、時間もありませんので、少し以前の質問でも指摘をさせていただいた部分について、補足で聞きながら、今回、米国産牛肉の輸入問題に係る専門家会合で、米国側による三十五施設のレビューが報告され、それを説明を受けてきたという話を聞いております。

では、そもそも、二〇〇六年二月十七日に出されたUSDAの「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」と言われるもので指摘をされた部分、その中でも、さらにこれから措置をし、物によりますけれども、すべてのものは大体三月中だったと思う。例えば、三月中に行われるというふうに書かれているような措置、特にこの中では、五十ページ以降、USDAにおける十二項目の措置、またその後が始まります、五十八ページから始まるFSISの調査により特定された十五の措置ステップ、こういうようなステップ、それぞれの中で黄色にマーキングされている部分、これがどのように改善をされたのか、それぞれきちっと報告を受けてみえるのでしょうか。

○中川政府参考人 二月十七日に米国が発表した報告書の中で、今先生がおっしゃったように、まだその当時においては導入をされていないものもございました。こういった中で、施設に係るものと、それから行政、USDAの中の組織でやるべきものがございます。それぞれ今どういう状態になっているかというのは、五月の会合においても確認はいたしております。

私どもの理解しているところでは、施設関係で新たに導入するものというのは、端的に言えば、それぞれの施設ごとにその施設が輸出できる適合品のリストをきちっとつくるということ、それから、農務省が、特にAMS、マーケティングサービスのところでもありますけれども、輸出品が輸出適格品であることを確認するための文書、いわゆる第二のサインをするという部分でありますけれども、そういうことが掲げられておりましたけれども、これらは既に四月三日から施行されたということについて確認をしておりますし、それから、それが四月二十四日から五月四日までかけて行われた三十五施設のレビューの中で、こういったものが現に実施されているかどうか、それぞれの施設ごとにチェックをされたということも、先般の専門家会合でアメリカ側から結果について報告を受けております。

○岡本(充)委員 では、その中で、USDAが抜き打ち検査をすることをEVプログラムの一つとするということで、二〇〇六年四月、またはそれ以前から、FSISの検査プログラムの担当職員が抜き打ち訪問を実施する、こう書いている。実際、抜き打ち訪問はどれだけ行われて、その結果はどうだったのか、それは聞いてみえますか。

○中川政府参考人 抜き打ち査察をするということについては、アメリカ側の方針が出されておりますけれども、このレビューしたところでそれがされたかどうかということについては、私どもはまだ

確認をいたしておりません。

○岡本(充)委員 まだ確認をしていないんですか。それは対策としてとると書いているじゃないですか。

では、その後に行われた、これは十八年の三月六日、日本政府が米国の報告書に関して照会を行いました。この照会の中で指摘をし、米国からも回答が来ている部分、例えば米国内や諸外国向け輸出における子牛肉の取り扱いと日本向けEVプログラムの条件の違いについて、具体的にどのような研修が行われたのか。この研修の内容については、このときには明確な答弁をいただいておりますが、これについてはどのような研修が行われたか。もう承知をされているんでしょうか。七ページです。

○中川政府参考人 二十カ月以下ということを確認するための方法としてA 40 がありますけれども、子牛肉についてそのA 40 以下ということをどう確認するかという点について、アメリカ側とこれまで議論があったわけでございます。当然、二十カ月以下であれば日本としては受け入れ可能だというふうに思っているわけでありまして、そここのところの、今先生御指摘の研修につきましては、まだこれはアメリカ側と話をしている、継続中の案件でございます。

○岡本(充)委員 それだけじゃない。日本向けEVプログラムについて、雇用者を訓練するために企業が実施しなければならない、いわゆる研修ですよ。こういう研修をやっていることを確認したんですか。確認しているか、確認していないか。

○中川政府参考人 職員が十分な能力があるかどうか、そういう研修をやるということについて、そこは確認しております。

○岡本(充)委員 研修は終わっているんですか。どういうプログラムで、どういう研修をしたか、確認しているんですね。

○中川政府参考人 これは東京で専門家会合をやる際のやりとりでございますから、具体的な中身まではその場では確認をしておりません。研修をやっているかどうかということについて確認をしたということでございます。

○岡本(充)委員 違う。この三月の段階で具体的にどのような研修が行われたかと聞いているじゃないですか。それで、米国側からの回答は不十分じゃないですか。書いていない。さらに聞くようにと私は言ったはずですよ。どういう研修をして、実際に日本向けのEVプログラムがどういうふうにして遵守をされるのか、きちっと研修をさせる、この研修の内容も確認をしていないんですよ。

では、今回、EVプログラムが遵守できなかった二社について、同じく日本側からの照会で、それぞれ二社の対日輸出条件への適合を確保する責任を有していた者はだれか、その後、なぜその彼らはその責任を果たせなかったのか、これについては、まだ終了していないOIGの調査の完了後にさらなる情報が入ると期待している、こう言われている。

このさらなる情報でどういうことがわかったんですか。

○中川政府参考人 これはアメリカ側からまだその調査が完了したという報告もありませんし、その結果について何ら私ども情報を得ておりません。

○岡本(充)委員 それは督促しているんですか。結局、情報がありません、確認していませんと。

大臣、聞いてみえるとおり、私が一人で調べたって、これは確認していない、これはできていないというものがまだいっぱいあるんですよ。



では、個別にもう少し細かく聞いていきましょうか。

例えば、このUSDAの二月十七日のレポート、六十ページ、調査結果四の三に載っている、当該研修に用いられるすべての資料は、検査プログラム担当職員向けのFSIS電子研修システムにフォーマットされる、当該システムは新しい職員やEV条件の対象となる製品の生産の任務にローテーションでつく職員向けの、再度の研修実施を可能にする、研修が終了した後、完了したことが各職員についてデータベースに記録される。

この記録は確認をしているんですか。

○中川政府参考人 それぞれについて今私手元に資料は持っておりません。申しわけありませんけれども、こういう個別のことについて先生から御質問いただくというふうに私ども承知していませんでしたので、そこは今すぐにお答えできません。

それぞれ各施設においてやるべきことがきちっと行われているかどうかという点につきましては、三十五施設に対して私どもも事前の確認調査を行う予定にしております。そういった中で確認していきたいというふうに思っております。

○岡本(充)委員 これは、米国が五月の会合で新たにAMSによる監査報告を持ってきたんですね。三十五施設のチェックをして、レビューをしてきた。この中で、重要度の高い不適合事例、こういうものと、重要度の低い不適合事例と書いているけれども、例えば、この中でも、二月の時点の報告書で五十九ページに指摘している、屠畜場と部分肉処理施設とが別々の施設である場合は、AMSは部分肉処理施設に対し、部分肉処理施設にとって供給者であるEV認定屠畜場施設リストを保持するよう求める、こう書いてある。

その一方で、今回の重要度の低い方に入っていたと思いますが、重要度の低い不適合事例三のところですね。ある業者の当該企業の業者一覧は、他業者から搬入されたEV製品ではないとしている。しかしながら、当該企業はこの変更を反映させるための品質マニュアルとEV輸出手順を更新していなかった。その最後に言いわけを書いているけれども、結局、どこがEVプログラムで承認された業者なのかどうなのかということの義務づけが、業者一覧を含むことを義務づけているんだけれども、これも、結局、また今回も同じ問題が指摘をされているんじゃないですか。

二月の方で見ると、三月一日以前に完了すると書いているけれども、別の業者かどうかは知りませんが、また同じことを今回もまた指摘をされているんじゃないんですか。ということを考えると、改善されていないじゃないですか。それについては指摘をしましたか。

○中川政府参考人 今回のレビューにおきましては、新たに強化策として導入された事柄についてもそれぞれの施設で実施をされているかどうかという視点も含めてレビューがされております。

その中には、これは既に申し上げていることでもありますけれども、幾つかの施設において、六つの重要度の高い適合違反……(岡本(充)委員「それはいいです、わかっています」と呼ぶ)そういうような幾つかの指摘がされているわけでありまして、それぞれについては、一つは、それが日本向けの対日輸出の製品に直接かかわるようなものではなかったということと、もう一つは、問題点があったところは五月三十一日まで、五月末までに修正をするということもアメリカ側から報告を受けております。

この点については、先日、それぞれの施設においてその修正がなされた、その内容については後日の報告になるということですが、まずは、それぞれ問題があったところは修正をされたというその確認の報告を受けているところでございます。

○岡本(充)委員 されたと、向こうが言っているだけを聞いているだけじゃないですか。

このほかにも、例えば、OIGの報告書で指摘されている以前、急に急性外傷を負った、生体検査の後に急性外傷を負って歩けなくなったという牛が二十頭ぐらいいいたんですか、これについて詳細な事実関係を要求していますが、こういった牛はもう発生していないんですか。もう生体検査

の後に突然歩けなくなる牛はいなくなっているというふうに聞いていますか。その点はどうですか。

○中川政府参考人 屠畜場に来たときの検査では特に異常はなかったけれども、その後、何らかの理由で歩けなくなった、この点については、前回のOIGレポートの指摘を受けて、アメリカ側でそういったものが発見されたときには、たしかサスペクトという札だったと思います、それをつけていくということで、改善をされたということでございまして、具体的にそういったものが何頭あったかというものについては、私どもは情報は得ておりません。

ただ、問題は、ここはそういった改善措置がなされたということについては確認をいたしております。

○岡本(充)委員 違う。それは指示をしたというだけで、実際にそれが完了したかどうかについては書かれていないし、それから、もっと言うと、今回の三十五のレビューについて、きのうもらった資料で、米国側のレビューに際して日本側から追加要請した重要項目として、屠畜場における特定危険部位の除去に関するマニュアルの具体的記載、研修記録の確認やインタビューによる担当レベルのマニュアルの理解度の確認、日本向け輸出適格品リスト、いわゆるポジティブリストの確認、過去の対日輸出牛肉等の処理関係記録の検証、こういったことを出したと言っている。

それぞれについて詳細な報告、例えば、どのような理解度の確認をしているのか、ポジティブリストはもらったのか。さらに言えば、マニュアルの具体的記載は日本側がちゃんと確認をしたのか、それについてお答えをいただきたい。

○松本政府参考人 五月の十七日から十九日に行われました日米協議におきましては、米国の方からそういう調査結果について一応報告は受けましたけれども、事細かなものについてまでその資料の提出があったわけではありません。報告書は仮訳を出しましたけれども、その内容のとおりであります。

ただ、議員御指摘のように、結局、アメリカの言うとおりをそのまま真に受けるのかということでありますので、我々としては、アメリカから報告書を受けましたけれども、それにつきましては、今後、対日輸出認定施設の事前調査におきまして、米国側のレビューの実施記録ですとか、不適合事例の改善状況についても検証することで考えております。

○岡本(充)委員 その事前調査もぜひ公表してもらわなきゃいけませんよ。頼みますよ。

それで、その上で、私はもう一点、ちょっと時間がないので、気になる点を聞いておきたい。

大臣、ここまでの話を聞いていただいて、まだ詰め切れていない部分がたくさんあることをおわかりいただいたと思うんですね。私がざっと見ただけでも、米国側がそう言っているというだけの話が幾つもあった。もしくは、確認をしていないという部分もある。

そういった状況の中で、よしんば輸入再開が決まったとして、前回の一月の輸入再開停止以前に通関をした、もしくは船積みをされて日本にやってきた牛肉、輸入再々開が決まったら、まずこれが市場に流通するのではないか。それについては、厚生労働省が了としているという話を報道で耳にしました。

そもそも、一月、この輸入再開が停止された時点において、残念ながら、食品安全委員会が前提とした、いわゆる輸入再開の条件また食品安全委員会の評価、これが成立していないから輸入が停止したんだと。これは、予算委員会でも松田大臣が私に答弁をされました。評価が成立をしていない段階でやってきた牛肉が、輸入を、通関手続が済んで、もしくは船積みで済んで倉庫にあるからといって、一月の停止以前の牛肉が流通するというのは論理にもとらぬと思うんですけども、これについてはどのような論理で、輸入再開後、流通するということになるんでしょうか。食品安全委員会は、このときの評価は成立していないと言っている。つまりは、食品安全委員会は、このときは輸入に適合するような条件には至っていないと言っているわけだから、必然的にこのときの肉は流通が不可だと考えられるんですが、それについての見解をいただきたい。

○松本政府参考人 米国側の調査報告書によりますと、昨年十二月十二日から本年一月二十日までの間に二十五施設で処理され対日輸出された牛肉等につきましては、保管されていた処理、加工、出荷等のすべての記録を検証した結果、問題点は発見されず、対日輸出基準に適合しないものはなかったというぐあいになっております。

当該貨物の取り扱いにつきましては、現在十カ所で行われております米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会におきまして、日本側による対日輸出施設の事前調査において特段の問題がなければ、輸入手続の停止を解除し、全箱確認を行い、その結果問題がなければ輸入を認めるという考え方を説明し、消費者や事業者等の方から御意見を伺っているところであります。

厚生労働省といたしましては、これらの御意見を踏まえ、今後、その取り扱いについて、農林水産省と十分相談しながら検討することとしております。

○岡本(充)委員 答えていないじゃないですか。

食品安全委員会がリスク評価が成立していないと言ったときの輸入してきた肉ですよ。これを流通させるという論理は、全箱あけるからいいというものじゃないでしょう。食品安全委員会が評価が成立していないと言っているんだから、これはこの時期の牛肉は流通できないはずだ、それを越える論理はどこにあるかと聞いているんです。

○稲葉委員長 質問時間が経過しております。明瞭にお答えください。

○松本政府参考人 輸出プログラムが守られているか否かということ記録により確認したということでありまして、USDA、米国農務省が確認した。今後、我々も事前に調査に行って記録を調べ、その時点で輸出プログラムが守られているかということ調査して判断したいと考えております。

○岡本(充)委員 食品安全委員会の論理をどこで越えるか。答えになっていない。委員長、答えていない。ちょっとおかしい。どこで食品安全委員会の論理を越えるのか。答弁になっていない。

○稲葉委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○稲葉委員長 速記を起こしてください。

岡本委員、再度御質問ください。

そして、松本政府参考人におかれましては、岡本委員の質問に対して、的確、明瞭にお答えください。

岡本委員。

○岡本(充)委員 一月の輸入再停止、この時点において食品安全委員会が出した、米国産牛肉、日本産牛肉のBSEに対するリスクの差は、無視できるかどうかは別として、小さいという答申を出した。この評価が成立していないと松田大臣は言われている、私に予算委員会の答弁で。

したがって、停止した時点で入ってきた肉は、この食品安全委員会のリスク評価において、日本産と同等だということを言えないと言われた肉なんだ。これが日本に、今倉庫の中で眠っている。食品安全委員会が指摘をした、まさに日本産と同等であると言えない肉なんですよ。この肉を流通させるということは、リスク評価を無視して肉を流通させるということにならないかと聞いているんです。

したがって、全箱あけたらいいと言うんだったら、そもそもリスク評価なんか要らないんですよ。全箱あけて確認すれば全部輸入ができる、こういう論理じゃないでしょう。だから、どういう論理で、食品安全委員会が言っている、大臣が言った、リスク評価が成立していないときの牛肉が流通できる

のか、それを聞いているんです。

○松本政府参考人 米国の輸出プログラムが確認できるということが前提で諮問しておりました。そういう点からすると、一月二十日の時点で、これらの二十五施設については輸出プログラムが遵守できていたかどうかを確認できなかった。その後、米国の調査において、遵守されておるということが一応報告されましたし、今後、事前の施設の調査に行って、それがどうであるかということを検証して……(岡本(充)委員「今後じゃない、一月時点での話」と呼ぶ)その一月、十二月十二日から一月二十日までの間にその二十五施設について輸出プログラムが遵守されておるかということところを検証し、遵守されておるといふことであれば、問題はないというぐあいに考えております。

○岡本(充)委員 ちょっと違うよ。ちょっとおかしいよ。食品安全委員会は、評価は成立していないと言っているんだから。

○稲葉委員長 速記をとめてください。  
〔速記中止〕

○稲葉委員長 速記を起こしてください。

この案件につきましては、後ほど理事会で協議させていただき、政府見解を明瞭にした上で今後の対応を図りますので、岡本先生には御了解ください。岡本充功君。

○岡本(充)委員 そうしましたら、理事会での推移を見守りたいと思います。

一言だけ言っておきますと、このときの予算委員会、二月十五日の委員会で、松田大臣はこう言っている。輸出プログラムが守られていなかったから評価は成立していない、はっきり言っている。輸出プログラムが守られていなかったときの肉であるということを改めて追加して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。